平成２９年（フ）第２号
秋田市牛島西１丁目４―45　佐藤方、住民票上の住所秋田市仁井田福島１丁目10番６号アミューズ97　102号
債務者　櫻庭　光秀
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５１号
秋田県由利本荘市矢島町川辺字上ノ平172番地５
債務者　三浦　延子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２８年（フ）第６１号
茨城県神栖市波崎8680番地
債務者　青木清一郎
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第１３１７号
千葉市美浜区真砂２丁目４番３棟108号
債務者　篠　　純子
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３１８号
千葉県船橋市本町６丁目18番19―403号
債務者　山崎　真介
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３３０号
千葉県浦安市海楽１丁目11番５―202号　ハイツロベリア
債務者　木ノ内泰子（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３４１号
千葉市稲毛区園生町457番地11　メゾン穴川２番館６号
債務者　赤間　信広
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３５１号
千葉県市原市姉崎2442番地３　グランレーヴ103
債務者　永澤　由佳
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３５４号
千葉市若葉区都賀２丁目１番１号　ゴールドサポート若葉314号
債務者　髙橋　　充
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１３７３号
千葉県習志野市谷津１丁目１番10号　小倉ハイツＡ棟101号
債務者　平山　裕輝
1　決定年月日時　平成29年１月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第３９７号
新潟県新潟市江南区亀田新明町２丁目３番15号
債務者　斎藤　明美
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４０２号
新潟市西区鳥原1698番地３　プチタウンラズベリー　Ａ―６、前住所新潟市北区東栄町２丁目１番37号
債務者　山我　隆太
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４１９号
新潟市西区坂井東４丁目４番14号　ウエストグランディールＡ202
債務者　前田　　貴
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３７号
石川県七尾市藤橋町巳部35番地１　アートパレス山岸　211号、従前の住所石川県金沢市大樋町12番５号　谷村ハイツ・305号
債務者　植栗　辰司
1　決定年月日時　平成29年１月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２８年（フ）第２２５号
長野県東筑摩郡朝日村大字西洗馬1684番地
債務者　塩原しず江（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第８号
三重県鈴鹿市郡山町2004番地の６
債務者　引田　敬士
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１１号
三重県鈴鹿市一ノ宮町585番地の５
債務者　ドライジ　ダニエル　オマル　アリ（ＤＲＡＩＪ　ＤＡＮＩＥＬ　ＯＭＡＲ　ＡＬＩ）
1　決定年月日時　平成29年１月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
津地方裁判所破産係